

介護保険過誤調整事務について

千葉県国民健康保険団体連合会

○ 過 誤 調 整

第1 基本的な考え方

介護保険において、保険者及び公費負担者に対する請求確定額。または、サービス事業所に対する支払確定額を決定した後に、これらの決定額に異動が生じたときは、過誤調整として処理を行います。

また、過誤では、受給者台帳の誤りの修正を行うことにより発生する処理とサービス事業所からの実績取り下げ等により発生する処理があります。

第2 過誤における申立方法

- ・ サービス事業所等は、支払額が確定した介護給付費請求明細書等について、保険者に過誤申し立てをすることにより、給付実績の取り下げを行うことができます。(取り下げ過誤)
- ・ サービス事業所等の請求は正しいが受給者台帳の登録誤りによる過誤については、受給者台帳の訂正及び過誤申し立てを行うことにより、実績の見直しを行うことができます。(台帳過誤)

第3 取り下げ過誤を実施する場合の条件

- 1 誤った金額で請求し、支払されてしまった場合
- 2 請求できないにもかかわらず、誤って請求し支払されてしまった場合
- 3 誤って請求権の時効による消滅後に決定された場合

<対応方法>

- 1 の場合 介護保険では、誤りのある金額の一部分だけの取り下げは行えませんので、支払決定されている請求明細書の請求額を全額取り下げます。
取り下げ過誤を行った翌月に正しい内容で請求を行います。
- 2、3の場合 取り下げ過誤のみを行います。

第4 過誤の種類

- 1 同月過誤 ⇒ 請求誤り・その他取り下げ
対象：「廃止・休止」事業所の過誤申請
- 2 通常過誤 ⇒ 台帳過誤・請求誤り・その他取り下げ

○同月過誤（5日締切分）及び通常過誤（20日締切分）の取扱いとなります。

○送付媒体 伝送（福祉事務所のみ紙帳票）

< 例 外 > 給付管理票の取消による自動過誤

居宅支援事業所が給付管理票の取消を連合会に請求し決定した場合、介護給付費請求明細書（計画費含む）すべてが自動的に過誤調整されます。

第5 過誤申立事由と発生事由

- 1 請求誤り 事業所の請求誤りによる実績取り下げ
- 2 台帳過誤 保険者の台帳誤り、台帳修正による過誤調整
高額介護サービス費情報（世帯所得区分、所得区分、老齢福祉年金受給者の有無等）設定誤りによる過誤
 - ・通常過誤（20日締切分）のみの取扱いとなります。
 - ・受給者台帳情報修正後、台帳過誤申立を行います。
- 3 その他 その他の事由による実績の取り下げ

第6 同月過誤の取扱い

1 条 件

- (1) 過誤調整を行うことにより当月決定額から介護給付費が相殺される為、一月に多額の過誤調整を行った結果、月の支払額が小額となり、事業所運営に支障を来す恐れのある場合
- (2) 返還金のような数ヶ月にわたる請求誤り等で、一旦取り下げた後に再請求の必要がある場合など、多数を過誤調整する場合
- (3) 廃止・休止事業所であり、通常請求が見込めず未調整の恐れがある場合
- (4) 上記が対象であり、市町村が認めた場合

2 締切日

- (1) 保険者の伝送による送信は、毎月5日までとします。

3 再請求

- (1) サービス事業所等からの再請求については、必ず同月10日の受付に含めて再請求が必要となります。
- (2) 居宅サービス事業所等において給付管理票が関係する場合、給付管理票の修正後過誤調整を行う。

○同月過誤を行った場合でも、再請求が減額となる場合には、結果的に支払がマイナスとなることも考えられます。同月過誤を行う場合『請求額＞過誤額』となるよう事業所の運営に支障のない支払いを考慮した過誤調整を行ってください。

○本来過誤調整は、通常過誤が原則であるため、事業所の申し出のままに数件でも同月過誤を行うことは、条件からすると好ましくないとされます。

○同月過誤は、他県連合会の同月過誤取扱い状況の把握が困難であること等により、県内事業所分のみを実施しています。

第7 未調整

- ・ 過誤調整をするにあたり、事業所の請求が小額またはゼロ（0）の為、調整をした結果、過誤調整額が上回り『請求額＜過誤額』事業所への支払いがマイナスとなった状態です。
- ・ 保険者と事業所の間で十分な調整を行い、未調整とならない様な計画の基に、同月過誤・通常過誤の違いを認識したうえで、過誤申請提出方法等を事業所へ指導をお願い致します。
- ・ 委託料の過誤調整は、翌月の委託料支払額との相殺となりますが、相殺の結果、委託料が未調整（マイナス）となった場合の取り扱いについては、納入通知書に基づき未調整金額を支払うこととなりますので、御留意願います。（委託契約書第6条第2項）

第8 過誤申立情報（データ種別173）作成について

＜過誤申立情報点検時の主なエラーコード＞

ANNAエラー：既に給付管理票・取消を行っています。

同一審査月に過誤申立情報と支援事業所からの給付管理票の修正及び取消処理を行うことはシステム上出来ません。給付管理票の処理が優先されるため、過誤の必要があれば来月以降、再度過誤申立を伝送ください。

ABP1エラー：介護給付費給付実績に該当する給付実績情報が存在しません。

事業所からの申し立て内容と給付実績を確認ください。

12P0エラー：受給者台帳に該当する受給者情報存在しません。

ANN7エラー：既に過誤調整を行っています。

ABB3エラー：日付の形式に誤りがあります。

ABB7エラー：既定の最大桁数を超えています。

12Q7エラー：証記載保険者番号が不正です。

12PAエラー：変更申請中の受給者です。

AEF9エラー：サービス計画費の台帳過誤は受け付けられません。

ABB6エラー：規定外のコードが設定されています。

12PDエラー：認定有効期間外の被保険者です。（サービス提供月をご確認ください。）

○事業所が過誤申し立てをした際の内容と確認ください。

保険者番号・事業所番号・被保険者番号・サービス提供年月・申立事由コード・申立事由 等

○過誤申立対象データ（給付実績）が給付管理票の修正を伴う場合、支援事業所（給付管理票修正）の提出月と調整が必要となります。また、実際には給付管理票の修正のみで対応可能な場合もありますのでご確認ください。

ADDKエラー：決定時の事業所台帳が廃止されています。

- ・ 保険者として廃止事業所の把握はされていますか。
- ・ 未調整の場合「還付」手続き説明されていますか。（廃止事業所での通常請求は見込めません）
- ・ 確認されている場合、そのまま過誤処理を進めることは可能です。

介護報酬の請求に係る消滅時効の取扱い

1 基本事項

(1) 基本的な考え方

法第200条第1項の規定により、保険給付を受ける権利は2年を経過した後、時効により消滅する。サービス事業者が受け取る介護報酬は、被保険者が受け取るべき保険給付を代理で受領すること（法第41条第6項、第46条第4項、第48条第4項等）となっているので、サービス事業者が介護報酬を受け取る権利についても2年で消滅する。

国保連合会は、サービス事業者からの請求等について確認し、「請求時効該当確認リスト」により保険者へ連絡をする。

また、平成16年5月に「介護扶助に係る介護報酬の請求の消滅時効について」（平成16年5月17日付厚生労働省社会・援護局保護課介護係長発事務連絡）により、生活保護受給者の介護報酬の請求にかかる消滅時効について整理された。これに伴い、生活保護受給者についても請求時効該当確認リスト等の拡充を行い返還請求時効対応も行ったものである。

介護保険法第200条抜粋

(時効)

第200条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

2 介護報酬の請求に係る消滅時効の考え方

(1) 事業所の請求等の消滅時効

①消滅時効期間

2年間

(平成13年9月19日付厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課から都道府県介護保険主管課あて事務連絡)

なお、この期間は給付管理票の提出の有無に左右されない。

②時効の起算日

サービスを提供した日の属する月の翌々月の1日

(平成14年3月1日付厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課から都道府県介護保険主管課あて事務連絡)

③時効の中断等

- ・ 査定（一部支払い）となった請求明細書

査定は請求額の一部が支払われるので、民法第147条に規定する時効の中断事由の「承認」に該当するため、査定による支払いが行われた日に消滅時効は中断する。（事業者は支払日の翌日から2年間再審査の申立てができる。）

ただし、再審査による新たな時効中断期間は発生しない。

- ・ 返戻となった明細書

返戻は民法第147条に規定する時効の中断事由に該当しない。（事業者は消滅時効期間内に再請求することができる。）

なお、介護報酬の支払請求は、民法第153条に規定する「催告」に該当するため、時効消滅期間直前の請求が返戻となった明細書は、請求から6ヶ月以内に支払いが行われるように再請求することができる。

ただし、最初に請求（催告）を行った時点から6ヶ月以内に裁判上の請求を行わないと時効は成立する。

- ・ 事業者からの請求取り下げ依頼にかかる明細書

増額請求を目的とした過誤申立依頼は民法第153条に規定する「催告」に該当する。増額部分については、サービス提供月の翌々月の1日から時効が進行し、2年で時効が完成するが、時効完成直前に提出された過誤申立依頼は催告にあたるので催告後6ヶ月以内に裁判上の請求等を行わないと中断の効力を失う。

(2) 過払いの場合の返還請求の消滅時効

①消滅時効期間

- ・過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求
過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。
- ・過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求
過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求の消滅時効は、徴収金としての性格を帯びることから、介護保険法第200条第1項の規定により2年。
(平成23年10月7日付厚生労働省老健局介護保険計画課から都道府県介護保険主管部（局）あて事務連絡)

②時効の起算日

事業者が報酬を受け取った日（国保連合会から報酬が支払われた日）の翌日から時効は進行する。

③時効の中断

保険者が事業者を支払われた介護報酬の減額を目的として再審査の申立てを国保連合会に行った場合、国保連合会が再審査を行った結果、事業者が減額の通知をした時点で催告に該当する。よって6ヶ月以内に裁判上の請求等を行うことで、時効は中断する。

また、事業者が保険者に対し過誤申立依頼をした場合は、申立依頼（承認）をした時点で時効は中断し、過誤申立依頼の翌日から5年経過した日に消滅時効が成立する。

なお、事業者が正しい請求額について、再度請求を行う場合、当該請求については、返還請求のための一連の事務的手続きの一過程に過ぎないと考えられることから、請求権の時効について考慮する必要はない。よって返還請求にかかる時効の期間内に当該請求事務は手続きを終えるべきものと考えられる。